

議案第2062号

特殊建築物の敷地の位置について

(南相馬市)

(建築基準法第51条ただし書による許可)

伏見材木店

1-1 建築基準法第51条 (卸売市場の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 **その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**

ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会） **の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合**においては、**この限りでない。**

※ 特定行政庁：建築基準法を執行する機関（建築主事が置かれている自治体の長）

1-2 その他政令で定める処理施設

(位置の制限を受ける処理施設)

建築基準法施行令第130条の2の2 (抜粋)

法第51条の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

→ 一般廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項

- ▶ 一日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設

→ 産業廃棄物処理施設 (県都市計画審議会附議)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第7条第1項一号から十三号の二まで

- ▶ 施行令各号に掲げる処理能力を超える施設

【第七号、第八の二号】

一日当たりの処理能力が5トンを超える

廃プラスチック類・木くずの破碎施設

1-3 政令で定める規模(制限の緩和)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和) 建築基準法施行令第130条の2の3 (抜粋)

法第51条のただし書きの規定により政令で定める新築、増築、用途変更の規模は、次に定めるものとする。

第1項第一号～第五号省略

第六号 法第51条ただし書きの規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイもしくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの
イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力
ロ 省略

品目	処理能力(前)①	処理能力(後)②	比 (②/①)
廃プラスチック類	30.48t/日	30.48t/日	1.00
木くず	75.36t/日	214.48t/日	2.85

2 産業廃棄物処理施設の設置に必要なとなる手続

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)</p>	<p>建築基準法 (第51条)</p>
<p>○産業廃棄物処理施設の設置許可</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の技術基準・周辺地域への環境影響・事業者の技能、経理的基礎 など <div data-bbox="177 808 904 942"><p>相双地方振興局環境課 において審査中</p></div>	<p>○都市計画における敷地の位置の決定又は<u>ただし書による敷地の位置に関する許可</u></p> <p>許可の基本方針 (都市計画上の支障の有無)</p> <ol style="list-style-type: none">1 都市計画マスタープランとの整合2 土地利用計画との整合3 都市計画施設との整合4 市街地開発事業との整合



産業廃棄物処理施設の設置

3 都市計画上の支障の有無の判断基準

着目点	整合性
1 上位計画(都市計画マスタープラン等)との整合	<ul style="list-style-type: none">・市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・市街化調整区域には、原則として設けないこと。・用途地域は、原則として住居系を避け、工業系とすること。・地区計画等に整合していること。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none">・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none">・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること。

4 会社及び施設の概要

【会社の概要】

- 会社名 株式会社伏見材木店
- 代表者 代表取締役 伏見 俊一
- 本社所在地 南相馬市原町区深野字館137番地の3
- 事業内容 産業廃棄物中間処理
産業廃棄物収集・運搬業

【産業廃棄物処理施設の概要】

- 所在地 南相馬市原町区深野字館137番地の3、138番地の3
138番地の5
- 敷地面積 9, 991. 16m²
- 建築面積 377. 16m²
- 延べ面積 347. 16m²
- 処理施設の別 破碎施設
- 産業廃棄物の種類 廃^oプラスチック類・木くず
- 施設の稼働時間 8時間

5 導入する破砕施設

導入する破砕機の最大処理能力

破砕機の名称	処理品目	処理能力 (t/時間)	稼働 時間	処理能力 (t/日)	その他
自走式破砕機 (リョーキHB-390 II)	木くず	17.39	8	139.12	新設
自走式破砕機 (諸岡MC5000)	木くず	5.99	8	47.92	既存、継続
	廃プラスチック類	3.81	8	30.48	既存、継続
自走式破砕機 (諸岡MC2000)	木くず	3.43	8	27.44	既存、継続

(参考) 許可が必要となる処理能力

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイもしくはロに掲げる処理能力の1.5倍超える又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の1.5倍超えるのもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 省略

6 敷地の位置

国土地理院地図



7 敷地の状況



8 現地写真

空中写真(国土地理院)より



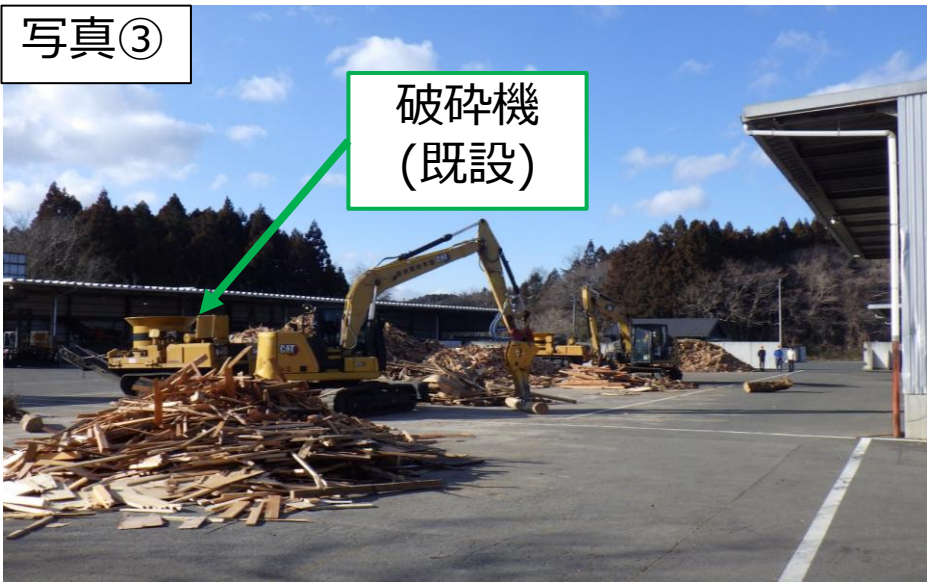
写真①



写真②

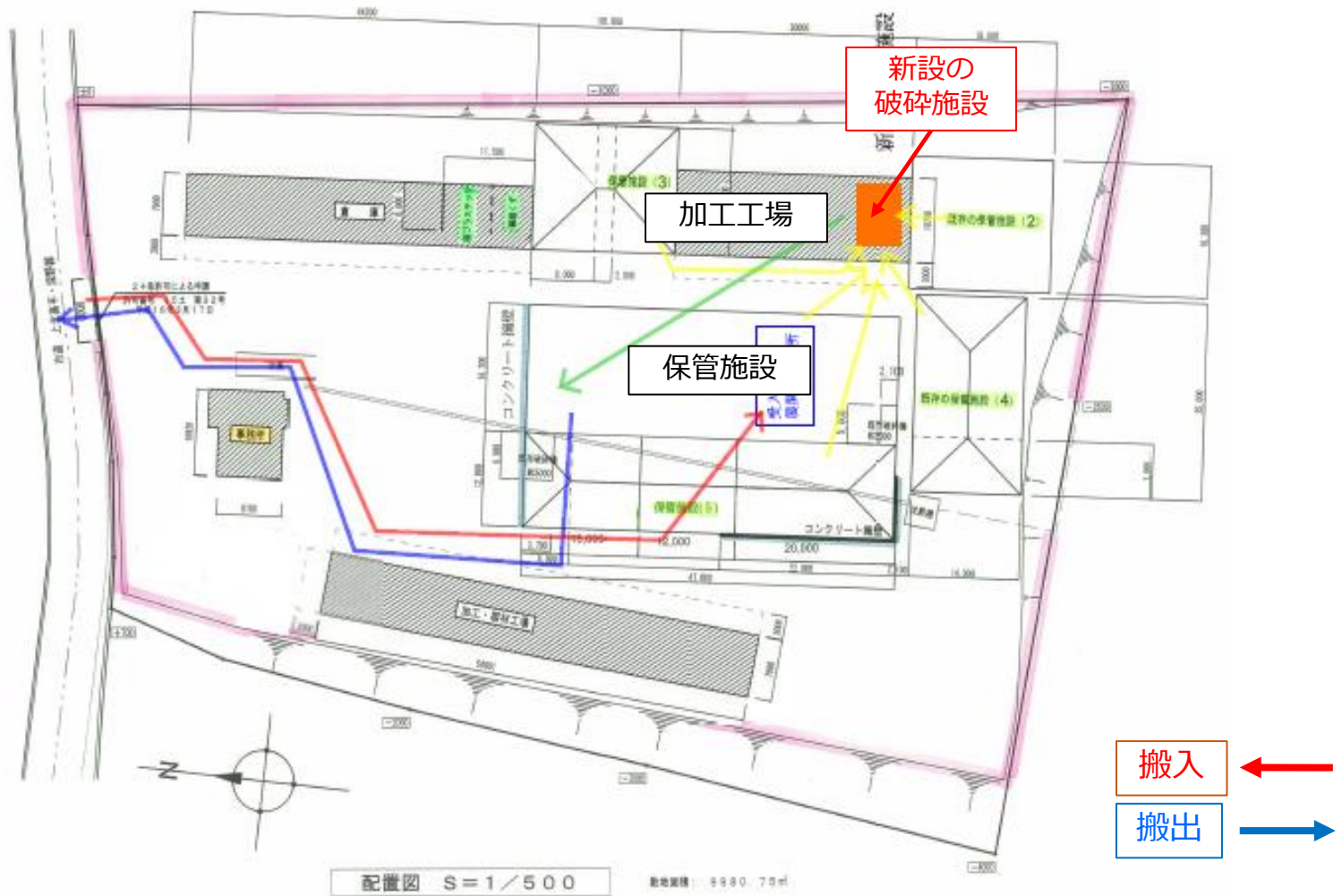


写真③



9 廃棄物の処理・搬出入の流れ

搬出入経路図



1.1 都市計画上の支障の有無

着 目 点	整 合 性
1 上位計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・南相馬市都市計画マスタープランにおける土地利用方針との著しい乖離は認められず、周辺環境・既存施設とも矛盾していない。・相馬地方都市計画区域マスタープランにおいて、「施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進するものとする。」と記載があり、それに即していると認められる。
2 土地利用計画との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地は非線引き都市計画区域内で、用途地域の定めのない地域である。・地区計画等について、決定されているものはないことから、土地利用計画上の支障はない。
3 都市計画施設との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該敷地周辺及び近傍には都市計画施設はなく、新たに都市計画道路や都市計画公園など他の都市計画施設の計画はない。
4 市街地開発事業との整合	<ul style="list-style-type: none">・当該地及び周辺には、市街地開発事業及び予定区域はない。

